



平成27年6月25日

各 位

東京都八王子市美山町2161番地21  
株式会社 菊池製作所  
代表取締役社長 菊池 功  
(コード番号：3444)

問合せ先 取締役経営企画部長 乙川 直隆

電話 042-651-6093

## 定款の一部変更に関するお知らせ

平成27年6月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年7月28日開催予定の第40回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社の取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨および取締役（業務執行取締役等であるものを除く）または監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨を定めるため、定款第30条（取締役の責任免除）および第41条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、定款第30条変更案（取締役の責任免除）については、監査役全員の同意を得ております。また、その他条文の新設による条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

現行定款	変更案
定款 第1条 ～ 第29条  (新設)	定款 第1条 ～ 第29条  <u>第30条(取締役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第30条 ～ 第39条  (条文省略)	第31条 ～ 第40条  (現行どおり)

<p>(新設)</p> <p>第40条 ～ 第47条</p> <p>(条文省略)</p>	<p><u>第41条(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第42条 ～ 第49条</p> <p>(現行どおり)</p>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年7月28日

定款変更の効力発生日 平成27年7月28日

以上